

平成22年1月8日

神奈川県県民部青少年課 御中

郵便番号 105-0003
住 所 東京都港区西新橋1-1-3 東京桜田ビル4階
氏 名 社団法人電気通信事業者協会
電話番号 (03)3502-0991

「青少年保護育成条例の見直しの考え方」について

「青少年保護育成条例の見直しの考え方」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当協会に加盟する携帯電話・PHS事業者の意見を当協会が代表して別紙のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

別紙

- ・ 携帯電話インターネット接続サービスが普及したことにより、必要な情報をすぐに入手できるといった利便性の向上が図られた一方で、青少年がいわゆる出会い系サイトにアクセスすることにより犯罪に巻き込まれるといったことが社会的問題となっております。
- ・ このような中、家庭、自治体及び関係事業者が一丸となってインターネット上の違法・有害情報から青少年を守る取り組みを積極的に行うことは非常に重要であると考えます。
- ・ 携帯電話・PHS事業者においては、インターネット上の違法・有害情報から青少年を守るために、フィルタリングサービスを提供するだけでなく、その認知度向上や普及促進、及びケータイ教室等の開催によるICTリテラシーの向上等の取り組みを積極的に実施しているところです。
- ・ また、この問題に関しては、平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(以下、青少年インターネット環境整備法)」において、関係事業者や保護者等に対する役割が明示されております。本法の主旨を踏まえ、携帯電話・PHS事業者では、フィルタリング提供に係る運用実施やフィルタリングサービスの改善等を行っており、今後も自主的に取り組みを推進していく所存です。
- ・ 今回の青少年保護育成条例の見直しの検討にあたっては、上記のような民間における取り組みの状況や青少年インターネット環境整備法の理念やその内容との整合性が確保されるようご留意頂きたいと考えております。

以上